

## BRIDGEの令和5年度9月配分の流れについて

---

令和5年6月22日

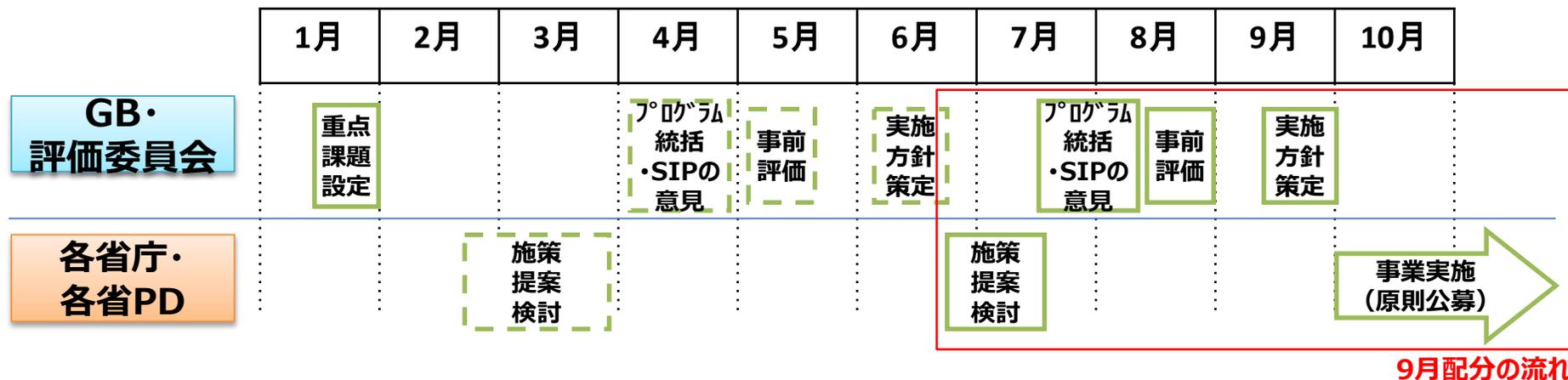
内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局

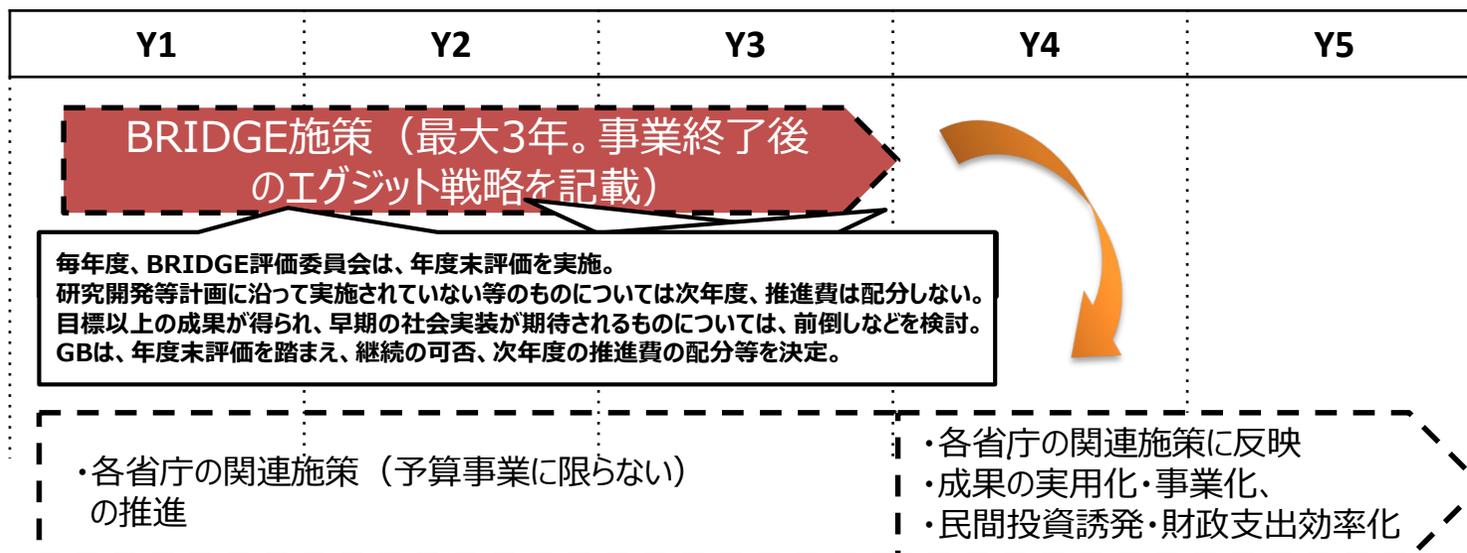


# 令和5年度9月配分に係る各省庁施策の提案・実施の流れ

## 令和5年度の各省庁施策の提案等の流れ



## BRIDGE運用指針に基づく各省庁施策の実施と各省庁の関連施策への反映等の流れ



# BRIDGE運用指針における各省庁施策の評価項目・評価基準

## 【評価項目・評価基準】

- a) BRIDGEの制度の目的との整合性
- b) 統合イノベーション戦略等の各種戦略及びガバナリングボードが設定する重点課題との整合性
- c) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- d) 適切なSIP型マネジメントがなされているか。また、各省庁の関連施策（予算事業に限らず、各省庁が所掌事務として実施する施策をいう。）に反映が見込まれるどうか。  
※反映を必須とするものではなく、反映を目指す施策であるかを評価する。
- e) 民間研究開発投資を呼び込むための取組の進捗状況
- f) 事前評価の際には、上記a)からd)の見通しを踏まえ、施策を実施することにより、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化が推進されるかという観点から、BRIDGEにおける施策の実施の可否について判断を行う。
- g) 最終評価の際には、上記a)からd)に加え、見込まれる効果あるいは波及効果、民間研究開発投資誘発効果及びその見込み又は財政支出の効率化に係る効果及びその見込み、終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確か。
- h) 追跡評価の際には、各課題の成果の実用化・事業化の進捗状況、見込まれる効果あるいは波及効果に加え、民間研究開発投資誘発効果及び財政支出の効率化
- i) その他、対象施策ごとに特有の事情等を勘案し、必要に応じ、BRIDGE評価委員会が定めることができる。

事前評価  
の対象

# 令和5年度9月配分の提案募集の対象とするBRIDGE重点課題

番号	項目名	概要
1	革新技術等により業務プロセスの転換、または政策全体の転換が期待される課題	各省庁等の業務・政策に対し、革新技術等を活用することによって業務プロセスの転換、または政策全体の転換につながるもの（業務・規制のデジタル化等）
2	次期SIP/FS等で抽出された社会実装に向けた各省庁での取組	次期SIP/FS等を通じて、社会実装に向けて、技術のみならず、事業、制度、社会的受容性、人材の観点から必要な取組として挙げられたもので、各省庁の関連する取組を加速・拡充すべきもの
3	SIP成果の社会実装	これまでのSIP課題の研究成果について、SIP課題に取り巻く経済・社会情勢の変化等を踏まえ、早期実装を図るため、各省庁が主導して、社会実装に向けた取組を加速・強化すべきもの
4	スタートアップの事業創出	SIP等の戦略的な研究開発プログラムの成果を活用したスタートアップによる新市場の創出、早期実装のための事業創出を促進するもの
5	国際的な事業展開を目指す若手人材の育成	革新技術を有する若手人材が国際的な事業展開を目指す取組を支援するもの
6	国際的な研究開発動向や社会ニーズの観点から、研究活動が不足している課題	エビデンス分析等の結果、国際的な研究開発動向や社会ニーズのが増大する一方で、研究活動が不足していると判断される課題について、その拡大に取り組むもの
7	各省庁PJでの国際標準戦略の促進	各省庁PJで研究開発されている革新技術について、事業化を目指し、オープン・クローズ戦略を踏まえ、国際標準化に取り組むもの。

※ 6月配分に向けた提案募集では対象とせず、令和4年度2次補正予算でシステム改革型の「標準活用加速化支援事業」が措置されており、その執行状況等を踏まえ検討することとしていたところ、当該事業が6月末に全額配分される見込みであることや、SIP等で政府CSO制度を活用した事業展開が見込まれることから、9月配分に向けた提案募集では対象とすることを検討。

# 個別重点課題の方針、要件、評価基準

## 1. 重点課題1～6について

重点課題の方針、要件、評価基準は設定済みであり、9月配分にあたっても同様とする。

6月配分でこれらの重点課題について提案する場合であって、①6月配分で不採択となったものについて再度提案する場合には、6月配分での事前評価の結果を踏まえ必要な見直しを行うもの、②新たに提案する場合には、6月配分ではなく、9月配分で提案することになった背景や理由を説明するもの、とする。

## 2. 重点課題7「国際標準戦略の促進」について

重点課題7「国際標準戦略の促進」については6月配分の対象としておらず、方針、要件、評価基準が具体化されていなかったところ、SIP等で政府CSO制度を活用した事業展開が見込まれることから、以下のように設定する。

### 【方針】

- SIP等で研究開発されている革新技术について、オープン・クローズ戦略を踏まえつつ、市場創出を見据えて、ルール形成・国際標準化に取り組むもの。

### 【要件】

- 政府CSO（Chief Strategy with Standardization Officer）制度の活用を想定するもの。
- 革新技术を用いた新たな市場創出を目指すものであること。
- 市場創出に向けてルール形成や国際標準化が見込まれること（例えば、国内外での動きがあること）。
- ルール形成や国際標準化、さらにはその運用を我が国がリードできる技術面・事業面でのポテンシャルを有すること。
- 研究開発されている革新技术についてオープン・クローズ戦略を有していること。

### 【評価基準】

- BRIDGE施策を実施することにより、革新技术を用いた新たな市場創出に向けて、研究開発を通じた我が国からの提案が、ルール形成や国際標準化、さらにはその活用に反映できる又はその見通しがあるか。

# (参考) SIPにおける政府CSOの導入イメージ

○政府CSO導入により、SIP事業が目指す「Society.5.0の実現」に向けて、ルール形成・国際標準化を活用した市場創出の観点における、事業推進機能の強化が図れるのではないかと

## 政府CSO制度導入で期待する効果

SIPの事業運営機能について、ルール形成・国際標準化を活用した市場創出の観点で強化する

### ① 市場創出観点からのプログラム運営方針に対する助言

- 領域全体を俯瞰したうえで注力すべきテーマへの目利き、標準化による市場創出を見据えた際の課題評価の視点や、リソース配分等に関する助言の提供

### ② 課題ごとの標準戦略の策定・標準活動への助言

- 各課題における市場創出を見据えたルール形成・国際標準化戦略の策定に際しての、検討のフレームワークや着眼点に関する助言の提供
- 各課題における標準化の活動への助言の提供

## 推進体制案

ルール形成戦略の構築経験が豊富な専門家(全体統括CSO)を、プログラム統括チームのアドバイザーとして配置

- 全体統括CSOはあくまでも伴走者としてSIP事業を支援し、SIPの既存組織に対して権限は持たない
- 全体統括CSOから各課題への助言の提供は、原則としてプログラム統括チームを介して実施することを想定

